

第2回鶴岡市観光財源検討委員会（会議録）

- 日 時 令和8年10月5日（月） 午前10時から午後11時45分まで
○場 所 鶴岡市役所 別棟2号館 21～23 会議室
○出席委員 青木孝弘 委員、阿部知弘 委員、阿部公和 委員、五十嵐浩 委員、
佐藤鉄平 委員、大滝研一郎 委員、石川博一 委員、
三浦千博 委員、齋藤和委員（代理）
○事務局 商工観光部長、商工観光部観光物産課長、観光物産課長補佐、
観光物産課主査、観光物産課観光物産専門員、総務部課税課課長、
課税課主幹、課税課諸税主査、羽黒庁舎産業建設課主査、
温海庁舎産業建設課主査

<会議概要>

- （1）開会
- （2）議事

①観光の定義について（事務局説明および意見交換）

○事務局からの説明

観光について統一的な定義は置かれていないが、国、山形県及び本市の観光に関する計画や方針では、観光を地域経済の活性化に貢献する広範な活動と捉えることができる。このため、当委員会において観光財源を検討する際の「観光の範囲（観光施策として扱う範囲）」について、観光を通じた「地域全体の持続的な発展に繋がる総合的な取組み」として整理することを提案。

○主な意見は次のとおり

- ・「観光」を市政の上位概念に位置づけ、人口減少に対応するための交流人口拡大や観光消費額増につなげるべき。
- ・一方で、財源議論との関係から、観光の範囲をむやみに広げ過ぎず、関係性の説明がつく範囲に絞る視点も大切である。

②鶴岡市における入湯税の現状について（事務局説明および意見交換）

○事務局からの説明

入湯税の制度と使途を整理した上で、個々の納税額と受益が対応するものではなく、法定使途の範囲内で行政需要に応じて充当してきた経過を説明。鉱泉源の保護管理施設の整備については、本市ではこれまで充当実績がないものの、法定使途の一つであることから、観光振興など他の使途とのバランスや他自治体の事例等も踏まえ、公共性、公益性、公平性、事業者負担等の観点から、充当の可能性並びに対象や条件を整理する必要があるとして、委員に意見を求めた。

○主な意見は次のとおり

- ・入湯税の使途について、より詳細な情報開示や透明性の確保を求める。
- ・4つの温泉地ごとに抱える課題や老朽化の状況が異なるため、実情に

応じた配分や支援の仕組みを検討してほしい。

- ・入湯税に関連する詳細な課題把握や具体的な制度設計については、今後、関係者を中心としたワーキング等の場で別途協議を進めることとする。

③新たな観光財源候補について（事務局説明および意見交換）

○事務局からの説明

法定目的税（入湯税の超過課税等）、法定外目的税（宿泊税、入域税等）、税外収入（ふるさと納税等）の3つを候補として比較整理し、使途の幅、負担の対象（市民以外への負担分散性と安定性）、課税の手法、山形県における宿泊税導入の動向等を踏まえ、宿泊税が最も有力な財源候補であるとの考えを示し、委員に意見を求めた。

○主な意見は次のとおり

- ・宿泊税の導入については、おおむね賛成である。（多数）
- ・観光地としての競争力の向上や観光地、観光資源を守る観点から、前向きに検討を進めるべきである。
- ・税の導入自体を目的とするのではなく、地域の課題解決や将来に向けた投資（魅力づくりや受入環境の整備など）として必要な施策を明確にした上で、その財源を確保する手段として議論すべきである。
- ・本市には、4つの温泉地、市街地、宿坊など、特性や課題が異なる複数の宿泊エリアがあるため、プロモーション施策に偏ることなく、各地域の魅力向上や実情に応じた財源配分を検討するとともに、地域の意向を反映させ、一定の裁量を確保できる仕組みを確保すべきである。
- ・宿泊税導入に向けて、宿泊事業者へのアンケート等を実施し、現場の課題や意向を十分に把握した上で、慎重に検討を進めるべきである。

（3）今後の日程

入湯税について：関係する温泉旅館組合等と別途協議の場（ワーキング等）を設け、実情に即した検討を進める。

宿泊税（新たな観光財源）について：

宿泊事業者等を対象としたアンケート調査を実施し、課題を抽出・整理した上で、第3回検討委員会（11月下旬頃を想定）を開催予定。

（4）閉会 観光物産課長